

答 申 第 3 7 1 号  
平成 2 4 年 1 1 月 2 7 日

千葉県教育委員会  
委員長 山田 純子 様

千葉県情報公開審査会  
委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 2 年 1 0 月 2 7 日付け教職第 7 7 9 号による下記の諮問について、別紙のとおり  
答申します。

記

諮問第 4 4 3 号

平成 2 2 年 7 月 3 0 日付けで異議申立人から提起された、平成 2 2 年 6 月 1 6 日付け教  
職第 2 5 7 号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成22年6月16日付け教職第257号及び平成24年2月22日付け教職第1285号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）のうち、個人の住所及び印影を除いた部分を取り消す決定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 開示が実施された際、実施機関は、不開示の根拠として平成17年8月26日付け政法第159号「開示請求における請求者の情報の適正な取扱いについて(通知)」(以下「総務部長通知」という。)を示し、「開示請求に係る行政文書」を開示請求した場合には、そこに記載された法人等情報は「開示請求に係る行政文書」であるというだけで、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」ものとして、千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。)第8条第3号の不開示情報に該当するものと説明したが、本件決定にかかる法人等情報は開示されるべきである。
- (2) 実施機関は、開示請求という行為が、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれを生じさせるとしている。そこで、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるかどうかをどのように判断するかであるが、千葉県情報公開条例解釈運用基準第2章第8条第3号法人等情報の【解釈及び運用】4本号イについて(3)によれば、「法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性や当該法人等又は事業を営む個人と県との関係等を十分考慮しなければならない。なお、この『おそれ』の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。そして、その判断が困難なものについては、条例第16条第1項の規定により、当該法人等又は事業を営む個人に意見書を提出する機会を付与するなど、事前に十分な調査を行い、客観的に」するものであり、したがって、不開示情報であるためには団体名等が開示されることによって、「権利、競争上の地位その他正当な利益」が具体的に侵害される危険性がなくてはならない。
- (3) 本件決定のうち、条例第8条第2号に該当するとして不開示とした部分のうち個人の住所及び印影を除いた部分である当該団体の担当者名や役員名、その所属先は、当該団体に関する情報であって、個人に関する情報でない。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

### 1 本件請求について

異議申立人は、平成22年5月17日付け行政文書開示請求書で、「2009年度教職第1315号（平成22年2月18日付け）で通知した異議申立ての決定に係るすべての資料（すべてとは、異議申立書、諮問書、理由説明書、意見書、情報公開審査会会議録、答申、決定書等並びにこれらに係る供覧文書又は起案文書等をいう。）」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 本件異議申立てに係る対象行政文書について

実施機関は、本件請求について、次のとおり6件の対象行政文書（以下「本件対象文書」という。）を特定した。

#### (1) 異議申立書について（送付）（平成20年5月23日付け教職第441号）の起案文書

起案用紙、伺い文、案文、異議申立書の送付文の写し、異議申立書、異議申立書の添付書類及び施行文書の写しから構成されている。

#### (2) 異議申立書に対する決定について（諮問）（平成20年5月30日付け教職第267号）の起案文書

起案用紙、伺い文、案文1、案文1の添付書類、案文2及び施行文書の写しから構成されている。

#### (3) 理由説明書の提出について（平成20年7月22日付け教職第497号）の起案文書

起案用紙、伺い文、案文、公開審第26号の写し、行政文書開示請求書（2007年11月22日付け）の写し、事務連絡文書（平成19年11月8日付け、行政文書不開示決定通知書（平成19年12月17日付け教職第5018号の40）の写し、千葉県教育庁の公用封筒の写し及び施行文書の写しから構成されている。

#### (4) 異議申立てに係る意見書について（送付）（平成20年9月1日付け公開審第56号）の供覧文書

供覧用紙、意見書送付の鑑及び意見書の写しから構成されている。

#### (5) 異議申立てにかかる答申書の写しについて（送付）（平成21年12月15日付け教職第1072号）起案文書

起案用紙、伺い文、案文、答申及び施行文書の写しから構成されている。

#### (6) 異議申立てに係る決定について（平成22年2月18日付け教職第1315号）の起案文書

起案用紙、伺い文、決定書の案文、通知文の案、総務部政策法務課長及び企画管理部教育総務課長あての送付文の案並びに施行文書の写しから構成されている。

### 3 本件決定について

実施機関は、平成22年6月16日付け教職第257号により、次のとおり部分開示決定を行った。

#### (1) 条例第8条第2号による不開示部分

ア 第3の2(1)のうち、異議申立書の代表執行委員長の代表者印として押印し

た丸印の印影及び代表者個人の住所並びに異議申立書に添付された職員団体登録申請書及び職員団体登録事項変更届出書の理事その他の役員名簿に記載された個人の氏名、住所及び所属。

イ 第3の2(2)のうち、行政文書開示請求書の担当者として記載された個人名、異議申立書の代表執行委員長の代表者印として押印した丸印の印影及び代表者個人の住所並びに異議申立書に添付された職員団体登録申請書及び職員団体登録事項変更届出書の理事その他の役員名簿に記載された個人の氏名、住所及び所属。

ウ 第3の2(3)のうち、行政文書開示請求書の担当者として記載された個人名。

#### (2) 条例第8条第3号による不開示部分

本件対象文書のうち、行政文書開示請求をし、異議申立てをした団体の名称及びそれが識別できる情報である。

### 4 不開示の理由について

#### (1) 条例第8条第2号該当性について

上記第3の3(1)の不開示部分は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報であり、同条第2号ただし書きに該当しないので不開示とすることができる。

#### (2) 条例第8条第3号該当性について

開示請求者の情報はみだりに公開するべきものではなく、団体の活動に関する情報が記録されており、開示することにより、当該団体の活動を阻害するなど、当該団体の正当な利益を害するおそれがあるので、行政文書開示請求をし、異議申立てをした団体の名称及びそれが識別できる情報は同条第3号に該当する。

## 第4 審査会の判断

### 1 当審査会の認定事実

(1) 異議申立人は、平成22年5月17日付けで行政文書開示請求をしたが、これに対し、実施機関は、上記第3の2及び3のとおり、本件対象文書6件を特定し、個人の氏名、住所、所属並びに行政文書開示請求をし、異議申立てをした団体の名称及びそれが識別できる情報を不開示情報として、平成22年6月16日付け教職第257号で行政文書部分開示決定をした。

(2) 異議申立人は、この不開示部分について、平成22年7月30日付けで本件異議申立てを行ったものである。その後、実施機関は本件異議申立てについて、平成22年10月27日付けで当審査会に諮問した。

(3) 条例第8条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。」と定めており、同条第2号には、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公

にすることが予定されている情報、ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ハ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分、ニ 実施機関の経費のうち食糧費の支出を伴う懇談会、説明会等に係る情報に含まれる出席者の所属団体名、所属名及び職の名称その他職務上の地位を表す名称並びに氏名」と規定されている。

また、同条第3号には、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの、ロ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」と規定されている。

- (4) 実施機関が、同条第2号に該当するとして不開示とした部分は、①異議申立書の代表執行委員長の個人の住所、②異議申立書に添付された職員団体登録申請書及び職員団体登録事項変更届出書の理事その他の役員名簿に記載された個人の氏名、住所及び所属（以下「第2号情報1」という。）、③行政文書開示請求書の担当者として記載された個人名（以下「第2号情報2」という。）である。

このうち、異議申立人が取消しを求めているのは、第2号情報1及び2についてである。

- (5) 本件決定に係る行政文書は、開示決定、異議申立て、諮問、答申にいたる一連の決裁文書等であるが、実施機関は、団体の名称及びそれが識別できる情報を同条第3号に該当するとして不開示とし、異議申立人は、その部分にかかる本件決定の取消しを求めている。

## 2 本件対象文書の不開示情報該当性について

### (1) 条例第8条第2号該当性について

条例第8条第2号にいう「個人に関する情報」は、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」が除外されている以外には何ら限定されていないから、個人にかかわりのある情報であれば、原則として、「個人に関する情報」に該当する。

しかし、同条第3号は、法人等に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報について、「個人に関する情報」とは異なる類型の情報として規定している。

このことに照らせば、法人等を代表する者又はこれに準ずる地位にある者がその職務として行う行為等、当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報については、法人等情報として規定されているものといわざるを得ない。

#### ア 第2号情報1について

職員団体登録申請書に記載された役員の氏名、住所及び所属部課名並びに役員等の変更届出書に記載された役員の氏名、住所及び所属は、もっぱら個人にかかわりのある情報であり、当該団体の行為そのものと評価できる特段の事情はないので、

個人に関する情報と解すべきである。

イ 第2号情報2について

行政文書開示請求書の担当者として記載された個人名は、当該団体がする開示請求の担当者欄に記載されており、開示請求をし、異議申立てをする者の行為が当該団体の行為そのものと評価できる場合もあるとは考えられるが、本件の担当者名は、連絡先として記載されているにすぎず、「個人に関する情報」に該当すると解すべきである。

したがって、本件対象文書における担当者の記載については、その者の行為が団体の行為そのものと評価すべき特段の事情を認めることができないので、「個人に関する情報」であるものと解する。

ウ よって、上記第2号情報1及び2は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名等により特定の個人が識別することができるものである。また、同条第2号ただし書イ、ロ、ハ及びニのいずれにも該当しないので、同条第2号の個人情報に該当する。

(2) 条例第8条第3号該当性について

ア 本件対象文書は、当該団体が行政文書の開示請求をし、その不開示部分の取消しを求める異議申立てをした一連の関係文書である。

行政文書開示請求における開示請求者の氏名又は名称及び行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立人の氏名又は名称は、一般に公表が予定されているものではない。

さらに、開示請求者や不服申立人が団体である場合には、開示請求や不服申立てをしているという事実を内容とする情報は団体の内部管理事項に属するものであり、公にすることにより、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものといわなければならない。

そして、これらの情報が、広く一般に公開されることになれば、行政文書の開示を請求しようとする者は、そのことに消極的となり、不服申立てをしてまで争うことを躊躇することになり、行政文書の開示請求ができるという条例の趣旨を害し、かつ、県民参加を促すという目的を果たすことができなくなる。これらのことから、開示請求者や不服申立人の名称を開示することは、当該団体の権利利益を害するおそれがあるといわざるを得ない。

なお、本件請求に係る情報が、開示請求者自身に関わるものであっても、不開示とされるか否かは、そのことに左右されるものではない。

また、異議申立人の指摘する千葉県情報公開条例解釈運用基準第2章第8条第3号法人等情報の【解釈及び運用】4本号イについて（3）は、異議申立人の主張するような当該法人等の権利の保護の必要性を十分考慮しなければならないことだけでなく、「おそれ」の判断に当たり、その判断が困難なものについては、条例第16条第1項の規定により、当該法人等に意見書を提出する機会を付与するなど、事前に十分な調査を行い、客観的に判断すべきこととしており、開示される情報にかかわる法人等の権利利益に対しても慎重でなければならないことを示しているの

である。

イ 異議申立人は、「実施機関は、総務部長通知を根拠として、開示請求をしたというだけで、法人等を識別できる情報が第3号の不開示情報に該当すると主張している。」とする。

しかし、総務部長通知は、解釈・運用の基準を提供するものではなく、開示請求者の氏名が誤って流出した事例があったので、実施機関として、個人であろうと団体であろうと慎重な取扱いが求められることを示した訓告文書にすぎない。

また、開示決定書の不開示の理由には、総務部長通知を根拠とするとの記述もない。

したがって、これらのことは、当審査会の判断に影響するものではない。

ウ よって、本件対象文書のうち、行政文書開示請求をし、異議申立てをした団体の名称及びそれが識別できる情報は、同条第3号に該当する。

### 3 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は妥当である。

### 第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
22. 10. 27	諮問書の受理
23. 1. 4	実施機関の理由説明書の受理
24. 4. 13	異議申立人の意見書の受理
24. 6. 1	審議
24. 6. 29	審議
24. 7. 27	審議
24. 9. 21	審議
24. 10. 19	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
泉 登茂子	公認会計士	
木 村 琢 磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
荘 司 久 雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴 木 牧 子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順：平成24年10月19日現在)